

平成 1 4 年 1 1 月 7 日

東京都千代田区二番町 1 4

日本テレビ放送網株式会社

代表取締役 氏家 齋 一 郎 殿

東京都中央区銀座 4 - 2 - 1 5

塚本素山ビル 7 階
アルミニウム健康連絡協議会
アルミニウム食料工業会
アルミニウム箔懇話会

軽金属製品協会

社団法人日本アルミニウム協会

議長 佐藤 昭 一



本年 9 月 4 日放送「午後は〇〇おもいっきりテレビ」

に関する件

拝啓 時下益々ご清栄の段お慶び申し上げます。

さて、標記番組につきましては、当方 9 月 9 日付文書にて、放送内容一部訂正並びに報道内容の科学的根拠を明確

にすることを求めました。

以降、

(1) 貴社 9 月 1 8 日付番組名回答書

(2) 当方 9 月 2 0 日付「貴社から送付された文書について」

(3) 貴社 9 月 2 7 日付編成局石橋プロデューサー名回答書

(4) 当方 1 0 月 2 日付「再回答書について」

(5) 貴社 1 0 月 1 1 日付石橋プロデューサー名回答書を経て、1 0 月 2 4 日貴社において、

編成局プロデューサー 石橋 久子氏

審査室考査部長 伊藤 和明氏

株式会社日本テレビエンタープライズ クリエイターズ
センタープロデューサー 久保田 誠氏

と面談の上、善処をお願い致しました。

その際、伊藤考査部長より、両論紹介すべきところ一方の説のみを取り上げたのは問題があり、お詫びする旨の発言がありました。

また、当方より再三要求しております「報道内容の科学的根拠」については、専ら 1 人の出演者（山田豊文氏）の

見解に依り、それを多面的に検討することなく取り上げた
とのことでありました。

その後、貴社より10月29日付で石橋プロデューサー
名にて「ホームページ上で『補足告知』」した旨の連絡を頂
戴しましたが、これだけでは当方の書面及び面談における
申し入れ内容に対応したものは到底いえず、改めて下記
2点を申し入れます。

1. 当該番組の制作・放映において、客観性の確保を欠い
たことを文書にて明示いただくこと。

2. 1. による認識に基づき、訂正放送を行うこと。もし
訂正放送を行えない事情がある場合は、これに代わっ
て全国の視聴者に適切な情報を告知する方策をお示
しいただくこと。

上記1. については、日本民間放送連盟放送倫理基本要
綱並びに貴社取材・放送規範に反する報道が行われたと考
えます。この点については、前述面談時の伊藤考査部長の
発言、また、「週刊文春」9月26日号において貴社広報部
矢永啓助氏も認めており、貴社としての公式な謝罪を求め
るものです。

2. については、公平性、客観性を欠く報道が現になさ

れ、全国の視聴者に一方的な情報を与えて「刷り込み」が行われたことを考えれば、訂正、少なくとも追加的な情報提供を原番組と同レベルで行うのが報道機関の責務であると考えます。

尚、番組ホームページにおいての「補足告知」については、番組制作上の問題点は何ら明らかにされておらず、積極的に情報を提供しようという工夫も感じられません。

以上の申し入れについて、11月14日迄にご回答下さいますようお願い申し上げます。

当方は徒に争いを好むものではありませんが、誠意あるご回答が得られない場合は、法的措置を含めて他の方策を検討せざるを得ませんので、この旨申し添えます。

貴社の益々のご発展を祈念申し上げます。

敬 具